

1.【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症に伴い、事業者様におかれましては、資金繰りをはじめ、従業員の労働環境の整備等日々対応に追われていることと思います。

このような状況のなか、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

今回のニュースレターでも4月号に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

新型コロナウイルス関連融資の取扱いのご案内（十六銀行、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市）のご案内

1. 当行融資（令和2年5月1日時点）

新型コロナウイルス感染症の影響・被害は、人的な感染リスクのみならず、規制等によりヒトやモノの流れが停滞することで、経済面においても、影響・被害が拡大しています。

このような状況のなか、当行は、新型コロナウイルス感染症の影響・被害を受けた事業者を支援するため、令和2年1月30日(木)より、特別融資の取扱いをしております。(4月20日に融資金額、融資期間等の拡大を実施)

名称	エブリサポート21「新型コロナ対策特別プラン」
取扱期間	2020年1月30日(木)～2020年9月30日(水)受付分
対象者	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
お使いみち	新型コロナウイルスの感染拡大による影響および被害を直接的あるいは間接的に受けたことにより危急的に必要となった以下の運転資金・設備資金。 <input type="checkbox"/> 企業経営の維持に必要な運転資金 <input type="checkbox"/> 生産停止や物流機能停止等の影響により代替的に必要となる事業用設備資金
ご融資金額 ご融資期間	100百万円以内 10年以内(据置3年以内)
ご融資利率	貸出期間別に以下の利率となります(2020年3月31日現在)・貸出期間1年以内(手形貸付) 短期プライムレート 年1.475%以上・貸出期間1年以内(証書貸付) 変動金利率 年1.525%以上・貸出期間1年超3年以内(証書貸付) 変動金利率 年1.600%以上・貸出期間3年超7年以内(証書貸付) 変動金利率 年2.475%以上・貸出期間7年超10年以内(証書貸付)
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済(据置期間3年以内) ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済のみ
照会先	最寄りの本支店融資窓口にお問い合わせください。 ※その他にも所定の取扱条件・審査がございます。

上記特別融資に加えまして、岐阜商工会議所と提携した特別融資をリリースしています。基本条件は上記と同一で利率は以下の通りです。

名称	岐阜商工会議所提携エブリサポート21「新型コロナ対策プラン」
対象者	岐阜商工会議所の会員で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
ご融資利率	短期プライムレート 年0.975%以上 貸出期間1年以内 変動基準金利 年1.025%以上 貸出期間1年超3年以内 長期変動基準金利 年1.100%以上 貸出期間3年超7年以内 長期変動基準金利 年1.975%以上 貸出期間7年超10年以内
照会先	最寄りの本支店融資窓口にお問い合わせください。 ※その他にも所定の取扱条件・審査がございます。

2. 地方自治体関連の融資（令和2年5月1日時点）

セーフティ保証4号、5号に加え、危機関連保証が発動されました。それに伴い、各自治体では制度融資の創設や拡充を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への資金繰りを支援しています。ここでは、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市の制度融資を紹介します。また、5月1日からは民間金融機関による実質無利子融資制度も開始されました。

【岐阜県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (3月5日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20%負担後 SN保証 0.50%
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (短期事業資金) (3月17日スタート)	【融資限度額】 運転資金 8千万円 ※短期事業資金以外の災害復旧資金 新型コロナウイルス感染症対策資金と合算 【融資期間】 運転資金 1年以内	全て 1.0%	岐阜県0.70%負担後 SN保証 0.00%
「危機関連対応資金」 (3月13日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20 負担後 危機関連保証 0.60%
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	全て 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により岐阜県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【岐阜市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「ぎふし危機関連資金」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	全て 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「経営環境変動対策資金（セーフティネット支援枠）」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	(SN) 1.3% ※SN4号の場合 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	(SN5号以外) 1.1% (SN5号の場合) 1.3%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により岐阜市が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【愛知県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経済環境適応資金サポート資金（経営あんしん）」 <u>(2月20日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 8千万円 【融資期間】 運転資金 7年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4%	0.40～1.83%
「経済環境適応資金サポート資金（セーフティネット）」 <u>(2月28日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	SN4号時 (カッコ内はSN5号時) 3年以内 1.1% (1.2%) 3年超5年以内 1.2% (1.3%) 5年超7年以内 1.3% (1.4%) 5年超7年以内 1.4% (1.5%)	SN4号 0.79% SN5号 0.67%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金）」 <u>(3月9日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 5千万円 【融資期間】 運転資金 3年 (融資期間は3年以内ではなく、3年で固定です。)	1.2%	愛知県が全額負担後 0.0%
「経済環境適応資金サポート資金（大規模危機対応）」 <u>(3月13日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により愛知県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%～0.525%

【名古屋市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経営安定資金（環境 適応資金）」 (2月18日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	0.38～1.74%
「経営安定資金（大規 模危機対策資金）」 (3月18日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「ナゴヤ新型コロナウ イルス感染症対策事業 継続資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 3千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた 後、6か月分ごとにキャッシュバックさ れます。	3年以内 1.1% 3年超10年以内 1.2%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により名古屋市 が全額もしくは1/2 を負担後 0.00%～0.525%

※各種融資の照会先：最寄の本支店融資窓口にお問い合わせください。

新型コロナ対策関係助成金(雇用調整助成金の特例措置、時間外労働改善助成金～テレワークコース～)のご案内

1. 雇用調整助成金の特例措置 (令和2年5月13日時点)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持のために、雇用調整助成金の特例措置を設けています。4月1日より緊急対応期間が設定され、支給要件の緩和が拡充されましたが、5月1日に更なる拡充策として、一定の要件を満たした場合に休業手当全体の助成率を特例的に100%とする措置が取られることとなりました。

なお、雇用調整助成金とは、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用を維持した場合に休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ※事業所設置後1年未満の事業主も対象
助成率	中小:4/5、大企業:2/3(解雇等を行わない場合 中小:9/10 大企業:3/4)
計画届提出時期	緊急対応機関令和2年1月24日～6月30日までの休業等
支給限度日額	(1年100日、3年150日)+(4/1～6/30までの該当期間)
5/1からの措置 助成率の拡充	都道府県対策本部長が行う要請により休業、営業時間短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力している事業者で以下の要件を満たす場合には、休業手当のうち100%が助成されます。 ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ② 上限額(8330円)以上の休業手当を支払っていること。(支払率60%以上の場合に限る) なお、①、②に該当しない場合でも中小企業が休業手当を支給する際に、支払率が60%を超える部分の助成率が100%とされます。
5/1からの措置 生産性指標の要件緩和	前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能となりました。 ※比較に用いる1か月間はその期間を通して雇用保険適用事業所でありかつ当該1か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。
問い合わせ先	・岐阜県:職業対策課 助成金センター (058-263-5650) ・愛知県:あいち雇用助成室 (052-219-5518) ・三重県:職業退職課助成金室 (059-226-2111)

2. 時間外労働等改善助成金～テレワークコース～ (令和2年5月13日時点)

一般の新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入した中小事業者支援のための特例的なコースです。4月28日付で助成対象の見直しが行われ、受け入れ派遣労働者のテレワークや、パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用も対象となることとなりました。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する事業主(試行的に導入している事業主も含む)
助成率	1/2 上限額:100万円
実施期間	令和2年2月17日～5月31日まで(提出期限は5月29日(金))
4/28見直し 助成対象の取組	・テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 ・就業規則労使協定等の作成変更等 (※シンクライアント端末(PC等)は対象となりますが、パソコン、タブレットスマートフォンの購入費用は対象となりません)ただし、レンタルやリースについては5月31日までに利用し、支払った経費は対象となります。
成果目標の 取り組み	評価機関に一回以上対象労働者全員に
問い合わせ先	・岐阜県:職業対策課 助成金センター (058-263-5650) ・愛知県:あいち雇用助成室 (052-219-5518) ・三重県:職業退職課助成金室 (059-226-2111)

「持続化給付金」のご案内

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に使える給付金が支給されます。こちらは特別定額給付金や都道府県の協力金、各種補助金等との併給は可能です。申請は原則電子申請のみです。

対象事業者	事業全般に広く使える給付金
助成率	【上限金額】 昨年1年間売り上げからの減少分 →法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内 【売上減少分計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%の売上月の売上×12ヶ月)
申請期間	2020年5月1日～2021年1月15日
受付方法	電子申請での受付のみ(経済産業省HPから電子申請可能)
問い合わせ先	持続化給付金事業コールセンター TEL:0120-115-570 IP電話回線:03-6831-0613 5月・6月毎日、7月～12月土曜日除く(8:30～19:00)

岐阜県・愛知県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のご案内

「緊急事態措置等」により、休業要請期間に休業または営業時間を短縮した場合など、対象施設であり、一定の要件を満たした場合に一事業者あたり50万円が支給されます。なお、対象施設は各自治体のHPをご確認ください。

岐阜県	岐阜県は、岐阜県庁が管轄となっており、受付期間は令和2年5月20日(水)までとなっています。対象事業者や申請方法は岐阜県HP:「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」をご参照ください 【問い合わせ先】 岐阜県「協力金」専用相談窓口 TEL:058-278-2551(8:30～17:15) 土日祝日も対応。
愛知県	愛知県は市町村によって受付期間が異なります。現在、申請受付が始まっている市町村も多数ありますが、名古屋市他いくつかの市町村ではまだ申請受付はされていません。詳細は各市町村HPをご確認ください。

【当行】新型コロナウイルスに関する「なんでもご相談窓口」設置のご案内

十六銀行では、新型コロナウイルスに関する「なんでも相談窓口」を設置しております。相談窓口には支店長経験者を配置し、商工会議所等の地域支援機関と連携しつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方のご相談にお応えします。

【月～金(祝日除く)】

【土日・祝日(大垣・多治見・西高山は日曜日のみ)】

開催場所	事前予約専用ダイヤル	開催場所	事前予約専用ダイヤル
岐阜商工会議所2階	070-3289-1950	十六銀行 柳ヶ瀬支店	058-265-2521
十六銀行 多治見支店(2階)	070-3289-0234	十六銀行 一宮支店	0586-73-5116
十六銀行 関支店(1階)	080-7246-8685	十六銀行 大垣支店(3階)	0584-82-3516
十六銀行 西高山支店	080-7246-4679	十六銀行 多治見支店(3階)	0572-24-7616
十六銀行 大垣支店(2階)	080-7246-6804	十六銀行 西高山支店	0577-35-1626

2. Press Releases/Topics

「令和元年度 先導的人材マッチング事業」間接補助事業者に採択

十六銀行グループでは、地域企業の経営課題を解決するため、十六総合研究所にて人材紹介事業を行っています。今般、十六銀行および十六総合研究所は、内閣府が実施する同事業の間接補助事業者に採択されました。

先導的人材マッチング事業とは	「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」において盛り込まれた「地域人材支援戦略パッケージ」の一環として実施される事業であり、地域企業の経営課題を把握する地域金融機関等が、企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携してハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組みです。専門人材等の確保を通じて、地域企業の成長・生産性の向上を目指します。
十六銀行グループの人材ソリューションの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・「経営幹部」「管理職」「技術者」等のハイクラス人材に特化しています。 →短期的な人手不足の解消ではなく、真の経営課題解決に繋がるソリューションを提供します。 ・「十六総合研究所」が自ら求人票を作成します。 →十六総合研究所の的確な聞き取りにより、求人ニーズを正確に把握します。 ・多くの職業紹介事業者と提携し、幅広いニーズに応えます。 →「地域密着」「Uターン」「医療」…などそれぞれのニーズを得意とする紹介事業者からの情報収集が可能です。

「コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト」を開始！ 当行 HP への商品掲載を希望される事業者さまはご応募ください。

新型コロナウイルス感染症により全国で外出自粛が要請されるなか、百貨店をはじめとした小売店等の休業、県内の観光地における観光客の大幅な減少により、岐阜県内で生産される食品や工芸品（県産品）の売上が大きな影響を受けています。

こうした事態を踏まえ、当行は地域金融機関として困難に直面する事業者を応援するため、当行ホームページ上に岐阜県産品を紹介する特設ページを開設し、当行ホームページ閲覧者へ広く県産品を紹介する、「コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト」を開始するとともに、ホームページへの掲載事業者さまを募集しています。

名 称	コロナに負けるな!!じゅうろく県産品応援プロジェクト <ホームページ> https://www.juroku.co.jp
掲載期間	2020年5月7日(木)～ 新型コロナウイルス感染症による影響収束まで
申込方法	必要事項を記載のうえ、掲載を希望する食品・工芸品等（県産品）の写真を添付して担当メールアドレス宛に電子メールにてご応募ください。 ただし、1社1商品までとさせていただきます。 【必要事項】 ①企業名②代表者氏名③住所④担当者名⑤電話番号⑥商品 URL
掲載費用	無 料
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●掲載にあたっては所定の審査があります。審査内容等についてお答えは致しかねますのでご了承ください。 ●掲載後、公序良俗違反・法令違反等の恐れがあると当行が判断した場合、通告無く削除する場合があります。 ●本件はあくまで商品の紹介を行なうものであり、当行が商品の販売を斡旋するものではありません。 ●掲載後に生じたトラブルについて当行は一切関与いたしません
申込先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ(担当:山口) TEL : 058-266-2523 /E-mail: tyamaguchi06@juroku.co.jp

3. 経営教室

国際税務教室

海外赴任者の一時帰国中の勤務に関する注意点

新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）の世界的な感染拡大を受けて、海外赴任者を一時的に日本に帰国させ、その間、日本国内で勤務させるといったケースも多いものと考えます。そのような場合、海外赴任者に支払う給与に対する源泉所得税の納税義務に注意が必要です。

所得税法上、1年以上の予定にて海外の子会社等へ出向する者（以下、「海外赴任者」とします）は非居住者とされます。非居住者は国内源泉所得のみが課税の対象とされることから、海外赴任者の給与は、海外子会社から支給されるものだけではなく、日本親会社から支給されるものであっても、海外勤務に対応する給与は、国外源泉所得として所得税の課税対象となりません。

他方、海外赴任者の国内勤務に対応する給与は、国内源泉所得とされ、課税の対象となることに注意が必要です。そこでは、勤務を行うミッションの帰属先は判定要素とされません。すなわち、海外赴任者が日本に一時帰国し勤務を行う場合、当該勤務が親会社の業務に属するものか、海外の子会社の業務に属するものかとは関係なく、当該日本国内勤務に対応する給与は国内源泉所得となります。所得税法によれば、非居住者に対して、①国内において、②国内源泉所得の、③支払をする場合には、支払者に源泉所得税（復興特別所得税を含み20.42%の税率）の納付が義務付けられています。したがって、日本への一時帰国中に勤務を行う海外赴任者に対して、日本国内において給与を支払う場合には、そのミッションの帰属先に関わらず、国内勤務に対応する給与について、20.42%の源泉徴収義務が生じる（※）ことに、注意が必要です。（※）この場合、租税条約の短期滞在者免税についても「支払地基準」を満たさず適用されません。

国内税務教室

新型コロナウイルス関連の中小企業事業主支援策

令和2年4月7日に7都府県に出された非常事態宣言は、16日にその対象地域がすべての都道府県に拡大されております。

上記を受けまして、東京に限らず、岐阜県や愛知県でも5月6日までの間、休業や営業時間短縮に全面的に協力した飲食店等の特定事業者に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（東京では1事業者あたり一律100万円ですが、岐阜県、愛知県では一律50万円）が交付されることになりました。なお、岐阜県では4月23日から既にその申請が開始されていますが、愛知県では各市町村への申請受付が早い市町村で5月上旬から開始されます。

助成金に関しては、厚生労働省から、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主が受けられる「小学校休業等対応助成金」、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む事業主支援のための「テレワークコース」などの施策が実施されています。

経済産業省からは、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金として「持続化給付金」、テレワーク導入等の費用について「IT導入補助金『特別枠』」、資金繰り支援として信用保証協会のセーフティネット保証、危機関連保証等、様々な中小企業支援策が既に実施されています。

事業主の方は、各種支援策の動向に引き続き今後も注目する必要があります。

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

産学官金連携【学術指導】のご紹介

大塚孝信准教授（大学院工学研究科情報工学専攻知能情報分野）と旭メタルズ株式会社の学術指導の取り組み

トラック部品や産業建機部品を中心に、高強度なダクタイル鋳鉄部品を数多く生産している旭メタルズ株式会社（本社・愛知県豊川市）。名古屋工業大学の
大塚孝信准教授の学術指導*を受けるようになってから約 1 年が経過し、自作のセンサー機器によって設備の異常を事前に検知する予知保全が、実際の生産現場で機能するようになってきた。今後は、学術指導によって得た知識やスキルを活かして社内 IoT 環境の更なる発展を図るとともに、生産効率の向上、安定した品質管理へと繋げていくことを目指している。



写真①
旭メタルズ株式会社の本社工場

◇自作無線センサー子機 100 台の予知保全システム構築

鋳鉄一筋 100 年余の歴史を誇る旭メタルズの本社工場。メインの鋳造ラインでは、オレンジ色に光る鋳鉄の溶湯が、型に流し込まれ、炎を揺らしながら次の工程へとラインを移動していく。鋳造ラインの故障は、工場全体の停止に直結する一大事だ。

同社では、鋳造部生産管理課工程係の櫻井久弥さんと、企画管理部 IT グループの松澤桂太さんの二人が独学で工場内の IoT 化に取り組んでいた。「社内の大きな困りごとを解決しよう」と、設備の故障を未然に検知してライン停止を防止する予知保全システムの構築に着手するも、異常を検知するセンサー機器の開発で試行錯誤が続いていた。そんな中、同社執行役員の村上直久さんが、2018 年 11 月に開かれた本学の技術紹介のイベントで、大塚准教授の「実社会指向 IoT システムの実装と事例」と題した講演を聞き、櫻井さんと松澤さんの取り組みの参考になると直感。二人に大塚准教授に相談することを勧めた。

櫻井さんらは 11 月末に大塚准教授の研究室を訪問。センサー機器の製作や設置方法について相談したところ、「本やインターネットを使って 10 時間、20 時間かけて調べていたことを、即答してもらえた」。大塚准教授に相談することで IoT に関する困りごとがすべて解決でき、これまで費やしていた時間を圧倒的に短縮できそうと、学術指導のメリットを予感した旭メタルズは 2019 年 3 月、本学と 1 年間の学術指導契約を締結した。「自分たちのやっていることが正しいのかどうかを判断してもらえるのが一番心強かった。大学の先生のお墨付きがあることで社の上層部へのプレゼンもしやすくなった」と学術指導の効果を話す櫻井さん。松澤さんは「大塚先生なしではやっていけない」と全幅の信頼を寄せる。



写真③
鋳造ラインの機械に取り付けた自作の無線センサー子機

大塚准教授の助言・指導を受けてこれまでに、自作の無線センサー子機（=写真③参照）を鋳造ライン全体に 100 台設置し、ラインの予知保全システムが稼働。半日程度のライン停止につながる恐れのある異常を 5 件検知し、故障を未然に防ぐなど大きな成果を挙げている。関連会社から「うちにもぜひ導入してほしい」と依頼されるまでになり、今後は、仕上げ、検査部門など自社工場内の他部門へセンサーネットワークを拡張するとともに、外部への販売も視野に入れてスキルアップを図っている。

学術指導

名古屋工業大学の教員が研究及び技術上の公知の専門知識に基づき指導及び助言を行い、委託者（企業その他の団体）の業務又は活動を支援するものです。

学術指導では、上記のように取り組んでいることに対する困りごとに対するアドバイス、実験データに対する解説、現象についての解析・分析その結果の解説などを行っており、企業の課題解決へつなげています。



写真②
大塚孝信准教授（左）の学術指導を受ける松澤桂太さん（中央）と櫻井久弥さん（右）

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構 電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※この記事は名古屋工業大学より寄稿を受けています。

編集・連絡先:

十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。